

一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の五
一〇〇分の〇
一〇〇分の二〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の二〇
一〇〇分の三〇

一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の一五
一〇〇分の〇
一〇〇分の二五
一〇〇分の三五

附則
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告

示

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率 平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第四号第一号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九六」を「一〇〇分の九七」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八〇」を「一〇〇分の八二」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九二」を「一〇〇分の九三」に改める。

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第二号

環境省、告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃

表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八九・二二」を「一〇〇分の八九・一五」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九四・八〇」を「一〇〇分の九三・九二」に改める。

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃

表中

一五、三六〇
一二、〇〇〇
一四、七二〇
三、七六一
三〇、五〇〇
八〇、九八二

を

一五、五二〇
一二、三〇〇
一四、八八〇
三、八六一
三〇、六〇〇
八三、七五四

に改める。

表中

一〇〇分の五・一三
一〇〇分の一・九四九
一〇〇分の二五・二三
一〇〇分の一・三三三
一〇〇分の二・二八
一〇〇分の〇・六四
一〇〇分の三・二〇
一〇〇分の五・一〇〇
一〇〇分の一三・七〇
一〇〇分の三一・三二
一〇〇分の〇・二二〇
一〇〇分の〇・五八
一〇〇分の五・四八
一〇〇分の一・八三
一〇〇分の七八・八〇
一〇〇分の〇・一八
一〇〇分の二・一五
一〇〇分の〇・五六
一〇〇分の三七・二九
一〇〇分の六・九〇
一〇〇分の三・四一
一〇〇分の六・二七
一〇〇分の三・七一
一〇〇分の二・四二
一〇〇分の一〇・二九
一〇〇分の二九・七一
一〇〇分の五・二三
一〇〇分の九一・七九
一〇〇分の一・九八
一〇〇分の一・一六

を

一〇〇分の五二・七三
一〇〇分の一・九・六二
一〇〇分の二・三七
一〇〇分の一・六八
一〇〇分の一・九二
一〇〇分の〇・七八
一〇〇分の四・三三
一〇〇分の四七・五八
一〇〇分の一三・四九
一〇〇分の三一・七三
一〇〇分の〇・二三
一〇〇分の〇・六四
一〇〇分の四・四四
一〇〇分の一・七五
一〇〇分の〇・七五
一〇〇分の一・七四
一〇〇分の一・四・七四
一〇〇分の七七・九五
一〇〇分の〇・七五
一〇〇分の一・七五
一〇〇分の〇・三七
一〇〇分の三六・六五
一〇〇分の六・一一
一〇〇分の三・九四
一〇〇分の五・四七
一〇〇分の二・一八
一〇〇分の一・九八
一〇〇分の一〇・六六
一〇〇分の三三・〇〇
一〇〇分の五・三六
一〇〇分の九二・一七
一〇〇分の一・四七
一〇〇分の一・八二

に改める。

一〇〇分の四・九八
一〇〇分の〇・二八
一〇〇分の六・九〇
一〇〇分の一・三四
一〇〇分の五・五一
一〇〇分の一・一五
一〇〇分の八・六八

一〇〇分の四・六〇
一〇〇分の〇・二四
一〇〇分の六・一七
一〇〇分の一・〇五
一〇〇分の一・四二
一〇〇分の一・一五
一〇〇分の一・五五

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第五号の一部分を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

一〇〇分の九五・四八
一〇〇分の九六・三二
一〇〇分の九三・二九
一〇〇分の九八・九四
一〇〇分の九七・一四
一〇〇分の九九・六八
一〇〇分の九八・四八
一〇〇分の九三・四九
一〇〇分の九七・一四
一〇〇分の九五・一一
一〇〇分の九八・八三
一〇〇分の九七・四七
一〇〇分の九六・八三
一〇〇分の九四・一五

一〇〇分の九五・〇〇
一〇〇分の九五・六八
一〇〇分の九三・一三
一〇〇分の九八・九六
一〇〇分の九六・七五
一〇〇分の九九・六六
一〇〇分の九八・五二
一〇〇分の一・二・一九
一〇〇分の九六・九八
一〇〇分の九四・九〇
一〇〇分の九八・四一
一〇〇分の九六・八四
一〇〇分の九六・一八
一〇〇分の九三・三〇

厚生労働大臣	麻生 太郎
農林水産大臣	田村 憲久
経済産業大臣	林 芳正
環境大臣	石原 敏充
	仲晃